

国家外汇管理局上海市分局
关于中国(上海)自由贸易试验区高新技术企业
外债便利化额度试点业务的通知
上海汇发(2020)16号

上海市各銀行:

为深入实施创新驱动发展战略,加快建设具有全球影响力的上海科创中心,促进高新技术企业投融资便利化,经国家外汇管理局批准,国家外汇管理局上海市分局在中国(上海)自由贸易试验区开展高新技术企业外债便利化额度试点,允许符合一定条件的中小微高新技术企业在一定额度内自主借用外债。现将《中国(上海)自贸区高新技术企业外债便利化额度试点业务操作指引》(详见附件)印发实施,请遵照执行,并提出如下要求:

一、国家外汇管理局上海市分局负责具体实施试点。各银行应做好相关政策宣传、数据统计和信息报送工作,确保试点顺利实施。

二、各银行应密切关注政策执行情况及市场主体对政策的反响,及时向国家外汇管理局上海市分局报告重大和异常情况。

具体业务办理中如遇问题,请及时与我分局联系。

特此通知。

附件:中国(上海)自贸区高新技术企业外债便利化额度试点业务操作指引

国家外汇管理局上海市分局
2020年4月3日

国家外貨管理局上海市分局:
中国(上海)自由貿易試験区ハイテク企業
外債利便的限度額試行業務に関する通知
上海匯発[2020]16号

上海市各銀行:

さらに駆動型イノベーション発展戦略を深化・実施し、グローバルな影響力を有する上海科創センターの建設を加速し、ハイテク企業の投融資利便化を促進するため、国家外貨管理局の批准を経て、国家外貨管理局上海市分局は、中国(上海)自由貿易試験区においてハイテク企業外債利便的限度額試行を行い、一定の条件に合致する中小・零細ハイテク企業が一定の限度額内で外債を自主的に借り入れることを許可する。ここに、《中国(上海)自貿区ハイテク企業外債利便的限度額試行業務オペレーションガイド》(付属文書参照)を印刷・公布かつ実施するするため、遵守・執行されたい。併せて以下の通り要求を提出する:

一、国家外貨管理局上海市分局は、試行の具体的実施の責を負う。各銀行は、関連政策の宣伝・データ統計および情報送信・報告業務を適切に行い、試行の円滑な実施を保証しなければならない。

二、各銀行は、政策の執行状況および市場主体の政策に対する反響を注視し、適時、国家外貨管理局上海市分局に重大および異常な状況を報告しなければならない。

具体的な業務取扱において問題に遭遇した場合、遅滞なく当分局に連絡されたい。

特にここに通知する。

付属文書:中国(上海)自貿区ハイテク企業外債利便的限度額試行業務オペレーションガイド

国家外貨管理局上海市分局
2020年4月3日

<p>附件</p> <p style="text-align: center;">中国(上海)自贸区高新技术企业 外债便利化额度试点业务操作指引</p> <p>第一条 为贯彻落实《国家外汇管理局关于中国(上海)自贸区开展高新技术企业外债便利化额度试点的批复》(汇复〔2020〕19号)要求,便利试点区域内符合条件的高新技术企业开展跨境融资业务,国家外汇管理局上海市分局(以下简称外汇局)制定本操作指引。</p> <p>第二条 本指引所称试点区域是指中国(上海)自贸区。</p> <p>第三条 外债便利化额度试点,是指对注册地在试点区域内,具有自主知识产权、技术和工艺先进、市场前景良好、净资产规模较小、全口径跨境融资风险加权余额低于等值500万美元的创新型企业,可在所在地外汇局核定规模内借入外债,核定额度最高不超过等值500万美元。</p> <p>第四条 按外债便利化额度试点政策借用外债的企业,应同时满足以下条件:</p> <p>(一)注册在中国(上海)自贸区的非金融企业(房地产企业、政府融资平台除外),成立时间满一年(含)以上且有实际经营业务活动。</p> <p>(二)符合《高新技术企业认定管理办法》(国科发火〔2016〕32号)关于高新技术企业的认定条件,获得国家高新技术企业证书,并取得省级以上有关部门关于高新技术企业认证资格的企业。试点企业如为贸易外汇收支名录内企业,货物贸易分类结果应为A类。</p> <p>(三)属于国家重点支持的高新技术领域企业,且拥有知识产权达到下列其中一项数量要求:</p> <p>1、拥有发明专利(含国防专利)、植物新品种、国家级农作物品种、国家新药、国家一级中药保护品种、集成电路布图设计专有权等I类知识产权不少于1件;</p> <p>2、实用新型专利、外观设计专利、软件著作权(不含商标)等II类知识产权不少于3件。</p>	<p>付属文書</p> <p style="text-align: center;">中国(上海)自贸区ハイテク企業 外債利便の限度額試行業務オペレーションガイド</p> <p>第一条 《国家外貨管理局：中国(上海)自贸区ハイテク企業外債利便の限度額試行実施に関する批准回答》(匯復[2020]19号)の要求を徹底・実行し、試行区域内の条件に合致するハイテク企業が行うクロスボーダー融資業務を利便化するため、国家外貨管理局上海市分局(以下、外管局)は、本オペレーションガイドを制定する。</p> <p>第二条 本ガイドでいう試行区域とは、中国(上海)自贸区を指す。</p> <p>第三条 外債利便の限度額試行とは、試行区域内において登録し、独自の知的財産権を有する・技術および工程が先進的である・市場の見通しが良好である・純資産の規模が比較的小さい・全口径クロスボーダー融資リスク加重残高が500万米ドル相当を下回るイノベーション型企業が、所在地の外管局が査定する規模内で外債の借入が可能なことを指し、査定限度額は最高で500万米ドル相当を超過しないものとする。</p> <p>第四条 外債利便の限度額試行政策に基づき外債を借り入れる企業は、以下の条件を同時に満たしていなければならない:</p> <p>(一)中国(上海)自贸区に登録する非金融企業(不動産企業・政府融資プラットフォームを除く)であり、設立期間が1年以上(1年を含む)かつ実際の経営業務活動があること。</p> <p>(二)《ハイテク企業認定管理弁法》(国科発火[2016]32号)のハイテク企業に関する認定条件に合致しており、国家ハイテク企業証書を取得、かつ省級以上の関連部門のハイテク企業に関する認証資格を取得している企業であること。試行企業が貿易外貨受払名簿内の企業の場合、貨物貿易分類の結果がA類でなければならない。</p> <p>(三)国家が重点的に支援するハイテク分野の企業であり、かつ所有する知的財産権が下記のいずれかの項目の数的要件に到達していること:</p> <p>1、所有する発明の特許(国防の特許を含む)・植物新品种・国家级農作物品種・国家新薬・国家一级漢方薬の保護品種・集積回路の回路配置設計の特許権などI類知的財産権が1件以上;</p> <p>2、実用新案・意匠・ソフトウェア著作権(商標を含まない)などのII類知的財産権が3件以上。</p>
---	--

<p>(四) 企业近一年高新技术产品(服务)收入占企业同期总收入的 60%(含)以上, 在中国境内发生的研究开发费用总额占全部研究开发费用的 60%(含)以上。</p> <p>(五) 近两年无外汇违规行政处罚记录(成立不满两年的企业, 自成立之日起无外汇违规行政处罚记录)。</p> <p>第五条 已获批外债便利化额度的试点企业, 不得再通过全口径跨境融资宏观审慎管理模式或“投注差”管理模式借用外债。</p> <p>第六条 试点企业按外债便利化试点政策办理外债登记业务时, 应向所在地外汇局提交以下材料:</p> <p>(一) 申请书(含企业基本情况、自身资产负债情况、拟申请的外债便利化额度、外债资金使用计划、近两年(成立不满两年的自成立之日起)无外汇违规行政处罚记录的承诺、风险防控措施等)。</p> <p>(二) 国家高新技术企业证书。高新技术证书处于换领期的试点企业可凭相关证书延期证明材料办理外债签约登记业务。证书延期手续办理完成后, 试点企业应及时补交换领后的高新技术证书。</p> <p>(三) 借款意向书或借款合同正本和合同主要条款复印件, 合同为外文的应另附合同主要条款的中文译本。</p> <p>(四) 营业执照。如为 2020 年前设立的外商投资企业, 还应提供《中华人民共和国外商投资企业批准证书》或《外商投资企业设立/变更备案回执》。</p> <p>(五) 上一年度或最近一期经审计的财务报告。</p> <p>(六) 外汇局要求提供的其他材料。</p> <p>办理外债签约登记业务时, 试点企业应提供相关材料的原件和加盖公章的复印件。除申请书、合同中文译本外, 其余材料原件验后返还, 外汇局留</p>	<p>(四) 企業の直近 1 年のハイテク製品(サービス)収入が企業の同時期の総収入の 60%以上(60%を含む)を占め、中国国内において生じた研究開発費用の総額が全体の研究開発費用の 60%以上(60%を含む)を占めていること。</p> <p>(五) 直近 2 年に外貨規定違反の行政处罚の記録がないこと(設立 2 年未満の企業の場合、設立日以降に外貨規定違反の行政处罚の記録がないこと)。</p> <p>第五条 外債利便の限度額の批准をすでに取得している試行企業は、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルあるいは「投注差」管理モデルを通じてさらに外債を借り入れてはならない。</p> <p>第六条 試行企業が外債便利化試行政策に基づき外債登記業務を行う場合、所在地の外管局に以下の資料を提出しなければならない:</p> <p>(一) 申請書(企業の基本状況・自社の資産負債状況・申請予定の外債利便の限度額・外債資金の使用計画・直近 2 年(設立から 2 年未満の場合は設立日以降)に外貨規定違反の行政处罚の記録がないことの承諾・リスク防止コントロール措置などを含む)。</p> <p>(二) 国家ハイテク企業証書。ハイテク証書が更新期間中にある試行企業は、証書延期の関連証明資料により外債契約締結登記業務を行うことができる。証書延期手続の完了後、試行企業は、遅滞なく更新後のハイテク証書を追加提出しなければならない。</p> <p>(三) 借入意向書あるいは借入契約書の正本および契約主要条項の写し、契約書が外国語の場合は別途、契約主要条項の中国語翻訳を添付しなければならない。</p> <p>(四) 営業許可証。2020 年前に設立した外商投資企業の場合、《中華人民共和國外商投資企業批准証書》あるいは《外商投資企業設立/変更備案受領書》も提供しなければならない。</p> <p>(五) 前年度あるいは直近一期の監査済みの財務報告。</p> <p>(六) 外管局が提供を要求するその他資料。</p> <p>外債契約締結登記業務を行う際、試行企業は、関連資料の原本および公章を押捺した写しを提供しなければならない。申請書・契約書の中国語</p>
---	---

<p>存复印件。</p> <p>第七条 试点企业外债资金使用原则上应在经营范围内真实、自用。若超出经营范围用于境内股权投资，需到所在地外汇局办理逐笔外债签约登记后，方可结汇用于符合规定的股权投资（房地产投资、金融企业投资除外），且应在外债合同中予以明确；不得违反现行外商投资准入特别管理措施（负面清单）、符合国家宏观调控政策、与试点企业经营相关且所投项目真实合规；所投资企业不得直接或间接从事证券投资。</p> <p>第八条 外汇局负责对中国（上海）自贸区内外债便利化额度政策实施情况进行监督和统计监测。对银行和试点企业的外债便利化额度业务进行非现场和现场核查检查。</p> <p>外汇局可根据地区国际收支形势及试点企业业务开展情况，对外债便利化额度试点实施宏观审慎调控。</p> <p>第九条 银行、试点企业未按本指引及相关管理规定办理试点业务的，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定进行处罚；情节轻微并及时纠正、未造成危害后果的，外汇局可约谈相关主体、向其出具风险提示函。试点企业存在违规行为的，外汇局可取消其试点资格。</p> <p>第十条 其他未明确事项，适用现行外债管理规定。</p> <p>第十一条 本指引自发布之日起实施，由国家外汇管理局上海市分局负责解释。</p>	<p>翻訳を除き、その他の資料は原本確認後に返却し、外管局は写しを保管する。</p> <p>第七条 試行企業による外債資金の使用は、原則、経営範囲内で真実であり、自ら使用しなければならない。経営範囲を超えて国内持分投資に用いる場合、所在地の外管局に1件毎に外債契約締結登記を行った後でなければ、人民元転のうえ規定に合致する持分投資（不動産投資・金融企業投資を除く）に用いることはできず、かつ外債契約書において明確にしなければならない；現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反してはならず、国家マクロ調整コントロール政策に合致・試行企業の経営に関連かつ投資プロジェクトが真実・コンプライアンスに準拠していなければならない；投資企業は、直接あるいは間接的に証券投資に従事してはならない。</p> <p>第八条 外管局は、中国（上海）自貿区内の外債利便の限度額政策の実施状況に対して監督および統計モニタリングを行う責を負う。銀行および試行企業の外債利便の限度額業務に対してオフサイトおよびオンサイトの検証・検査を行う。</p> <p>外管局は、地区の国際収支情勢および試行企業の業務実施状況に基づき、外債利便の限度額試行に対してマクロプルーデンス調整コントロールを実施することができる。</p> <p>第九条 銀行・試行企業が本ガイドおよび関連管理規定に基づき試行業務を行っていない場合、外管局は、《中華人民共和国外貨管理条例》および関連規定に基づき処罰する；状況が軽微かつ遅滞なく是正した・危害を及ぼす結果をもたらさなかった場合、外管局は、関連主体と面談・リスク提示レターを発行することができる。試行企業に規定違反行為が存在する場合、外管局は、その試行資格を取り消すことができる。</p> <p>第十条 その他の明確化されていない事項は、現行の外債管理規定を適用する。</p> <p>第十一条 本ガイドは、公布日より実施し、国家外貨管理局上海市分局が解釈の責を負う。</p>
---	---